

身体障害者手帳・療育手帳所持者の福祉便覧

援護の種類	身体障害者									知的障害者	摘 要	窓 口	
	視覚	聴覚平衡	言語音声 そしゃく	上肢	下肢	体幹	脳原性 上肢 移動		内部				
更生（育成）医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○		施術により機能障害の軽減が可能なもの。	市 社 会 福 祉 課	
重度心身障害児・者医療費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1～3級または㊤ A ㊤。所得制限等あり。		
補装具の交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○		障害に応じて交付するため種類により更生相談所の判定が必要。原則1割負担。		
日常生活用具の給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害に応じて給付する。原則1割負担。		
自立支援給付	ホームヘルプサービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	移動介護の場合は、移動に著しい制限のある視覚障害児・者及び全身性障害児・者		一割負担。軽減措置あり。
	デイサービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	在宅の身体障害児・者、知的障害児・者		
	身体障害者短期入所	○	○	○	○	○	○	○	○		介護を要する18歳以上の身体障害者		
	知的障害者短期入所									○	介護を要する18歳以上の知的障害者		
	障害児短期入所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護を要する18歳未満の障害児		
更生援護施設入所等相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳未満は入所（通所）には、こども家庭センターの判定が必要。本人の収入と扶養義務者の課税状況により自己負担あり。	18歳以上 市社会福祉課 18歳未満 こども家庭センター	
訪問入浴サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○		重度の身体上の障害のために入浴が困難な者等	市 社 会 福 祉 課	
特別障害者手当等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	在宅の重度障害者で常時介護を要する人。 1～2級の一部。㊤ Aの一部。所得制限あり。		
重症心身障害者福祉年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳以上は、1～3級かつ㊤ A ㊤。 20歳未満は、1～2級または㊤ A。 2年以上市内住居者。		

※1 ㊤は、身体障害者手帳1～6級、療育手帳は㊤ A ㊤ Bのそれぞれすべての人が対象です。○は、摘要をご参照ください。

※2 窓口が市になっているものは、御調町・向島町・因島・瀬戸田町の担当課でも受付します。

身体障害者手帳・療育手帳所持者の福祉便覧

援護の種類	身体障害者									知的障害者	摘要	窓口	
	視覚	聴覚 平衡	言語 音声 そしゃく	上肢	下肢	体幹	脳原性		内部				
							上肢	移動					
児童扶養手当	○	聴覚		○	○	○	○	○				児童(18歳になる年度末まで。障害を持つときには20歳未満)の養護者が1~2級の一部。所得制限あり。	子育て支援課
障害基礎年金	1級	○	聴覚	○	○	○	○	○	○	○	○	1~2級、3級の一部、㊤ A。	年齢、所得、その他に制限あり 年金は 市保険年金課 手当は 市社会福祉課
特別児童扶養手当	2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3級、4級の一部、㊤。	
障害者優待乗車証(券)の交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	㊤		1種または1級。 (入浴券、はり・きゅう・マッサージ券等も選択できる。)	市社会福祉課
自動車運転免許取得補助		○	○	○	○	○	○	○	○			1~4級	
旅客運賃の割引	J R	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	1種…介護者も割引適用 2種…本人のみ適用 JR、船は片道101km以上で乗車券のみ半額。 ※1種の人は、介護者同伴のとき距離制限なし。	券購入時に、手帳を提示
	旅客船	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤		
	バス・電車・ロープウエー	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤		
	国内航空	1~4	2~4	3	1種 1~2	1~4	1~3	1~2	1~4	㊤	㊤	1種(介護者同伴)。2種の一部(単独)。12歳以上。	
タクシー料金割引	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤		県内タクシー(協会加盟業者)1割引	乗車時に手帳提示
駐車禁止規制の適用除外	1~4 1種	2~3		1~2	1~4	1~3	1~2	1~4	1~3	㊤A		歩行困難な人であること。	警察署
自動車税、自動車取得税の免除	1~4	2~3 普(平3) 軽(平3-5)	喉頭摘出の音声3	1~2	1~6 1~3	㊤ 1~3	㊤ 1~2	1~6 1~3	1~3 軽4		㊤A	本人運転 同一生計者が運転	申請期間が限られている。 軽自動車 市市民税課 普通自動車 県税事務所
所得税、住民税算定上の控除	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤		1~2級または㊤ Aは特別障害者控除。 3~6級または㊤ Bは障害者控除。	所得税は 税務署 住民税は 市市民税課
相続税算定上の控除	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤		障害の程度、年齢により税額が減額される。	税務署
新マル優制度 (預貯金利子非課税)	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤	㊤		郵便貯金、銀行等の預金、国債、地方債 限度額それぞれ350万円	各金融機関

※1 ㊤は、身体障害者手帳1~6級、療育手帳は㊤ A ㊤ Bのそれぞれすべての人が対象です。○は、摘要をご参照ください。

※2 窓口が市になっているものは、御調町・向島町・因島・瀬戸田町の担当課でも受付します。

身体障害者手帳・療育手帳所持者の福祉便覧

援護の種類		身体障害者									知的障害者	摘要	窓口
		視覚	聴覚 平衡	言語 音声 そしゃく	上肢	下肢	体幹	脳原性		内部			
							上肢	移動					
NHK放送 受信料の減免	全額免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	世帯構成員全員が市民税非課税世帯。	市社会福祉課で証明書を 発行
	半額免除	㊦	聴覚	1~2							㊦A	障害等級 総合1~2級。 障害者が世帯主であり、かつ受信契約をしている場合	
公共施設の無料入園		㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	公立美術館、動物園、公園等	各施設窓口
NTT電話番号案内料金の免除		㊦			1~2		1~2	1~2	1~2			電話番号等を登録する。	NTT支店営業所
公衆電話料金の軽減			聴覚	㊦				㊦	㊦			クレジット通話付加機能使用料が無料	
心身障害者の公営住宅優先入居		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内に住所または勤務先があること。 1~4級または㊦ A ㊦	市まちづくり推進課
車いす使用世帯向県営住宅入居						○	○		○			県内に住所または勤務先があること。1~2級。	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター
生活福祉資金の貸付		㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	生業費、支度費、技能習得費	市社会福祉協議会
心身障害者扶養共済		○	○	○	○	○	○	○	○	○	㊦	加入者(保護者)が65歳未満。1~3級。	市社会福祉課
盲導犬の給付		○										1級。資格審査あり。	
自動車改造費の助成					○	○	○					1~4級。所得制限あり。小型車、軽4輪に限る。	
有料道路通行料金の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	㊦A	2種は本人運転。1種は介護者運転でも適用。	
携帯電話基本使用料等割引		㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦		各携帯電話会社
広島県思いやり駐車場		1~4	平衡		1~2	○	○	1~2	○	○	㊦A	利用証の交付を受け、車椅子使用者用駐車区画等を利用	市社会福祉課

※1 ㊦は、身体障害者手帳1~6級、療育手帳は㊦ A ㊦ Bのそれぞれすべての人が対象です。○は、摘要をご参照ください。

※2 窓口が市になっているものは、御調町・向島町・因島・瀬戸田の担当課でも受付します。